

防火安全対策の更なる充実を目指して

長崎市消防局 予防課作成



発生年月	火災	死者	負傷者	出火原因
平成24年9月	広島県福山市のホテル火災	7人	3人	不明
平成25年2月	長崎市のグループホーム火災	5人	7人	2階居室の加湿器から着火（リコール製品）
平成25年10月	福岡県福岡市の病院火災	10人	5人	1階処置室の電気機器の電源プラグからの過熱ショートの可能性



認知症高齢者グループホーム等 火災対策に係る主な論点

長崎市の火災における課題

- (1) 自動火災報知設備の鳴動後の火災通報装置の操作がされておらず、施設からの通報ができていなかった。
- (2) 従業員に対する消防訓練が十分実施されていなかった。
- (3) 出火階以外での被害拡大要因の一つとして、防火区画が建築基準に不適合であったことが関連した可能性がある。また、こうした状況について関係行政機関間での情報共有が不十分であった。



ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）の対策と、
ハード面（建築構造や感知・通報・消火設備など）の対策を
総合的に実施することが必要



ソフト面での対策

(1) 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進

- ・ 従業員への教育の時期等をあらかじめ計画として明文化させることについて、福祉部局、消防部局が連携して指導する。

(2) 効果的な訓練の実施

- ・ 漫然と訓練を行うだけでは効果は期待できないため、建物構造や入居者の特性、避難経路等の実情を考慮し、施設ごとの工夫が必要。
- ・ 避難訓練マニュアルや他の施設での先進事例などを参考に、消防本部等が個別施設の訓練計画に対して具体的なアドバイスを行うことや、保健福祉部局を通じた各施設へのマニュアルや先進事例などの周知を図ることが重要。



限られた人員による 入居者の円滑な避難のために。

自力避難が困難な方が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル



平成30年3月 消防庁公開

自力避難困難な方が利用する施設における 一時待避場所への水平避難訓練マニュアル

■ 対象となる施設

本マニュアルの対象は、小規模な社会福祉施設や有床診療所等の医療施設のうち、自力避難困難な者が利用する施設で、次の5つの条件にすべて該当する施設です。

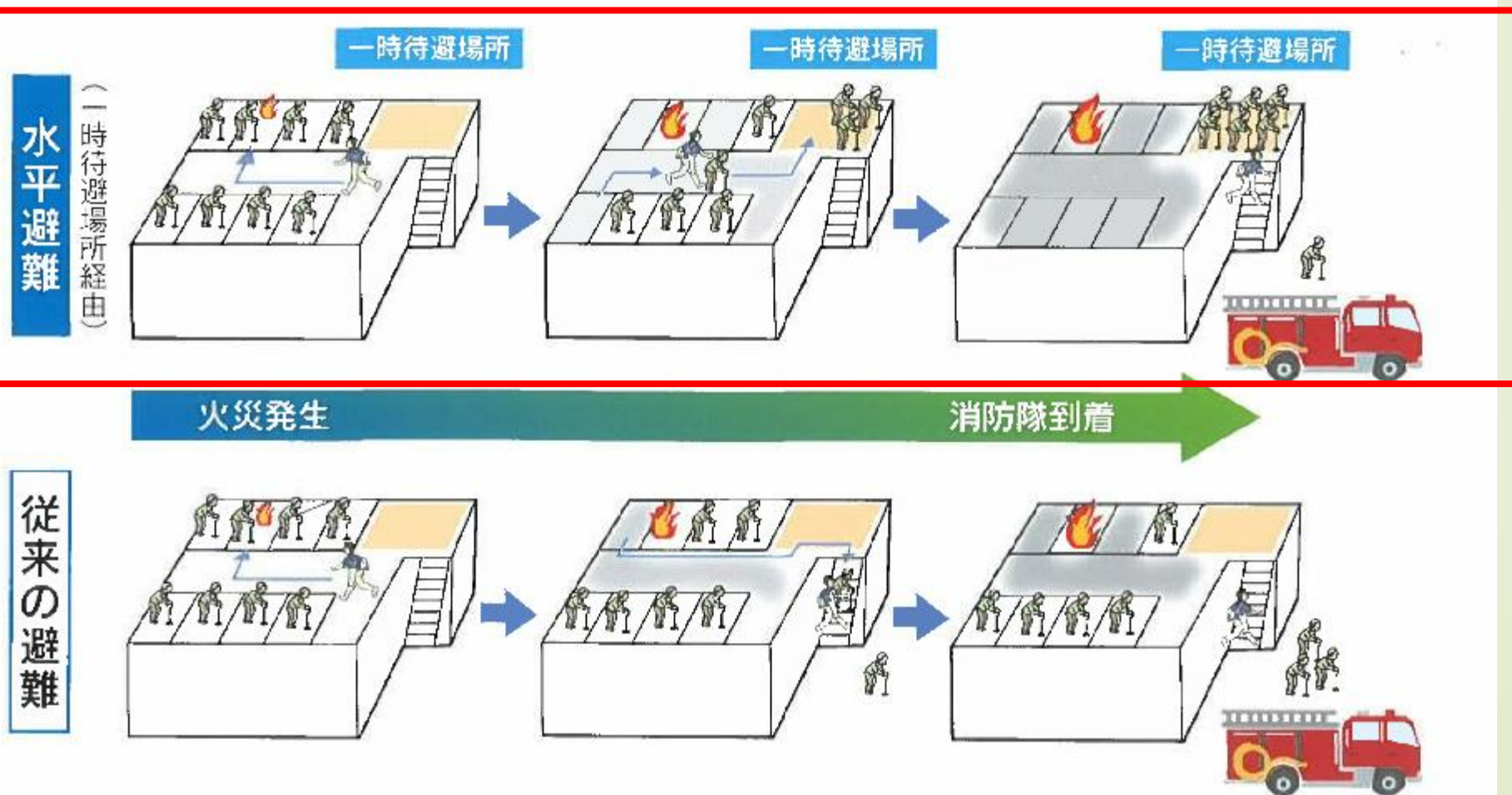
- 条件1** 避難上有効なバルコニー等または防火区画が設置されていないもの。
本マニュアルでは、これらが設置されておらず、一時待避場所の活用が求められるものを対象としています。
- 条件2** 主要構造部が準耐火構造（耐火構造を含む）であるもの。
消防隊の到着時に避難が完了していない場合も考えられることから、消防隊による救出を想定し、一定時間、構造耐力上支障のある変形等の損傷を生じない構造であることが必要です。
- 条件3** スプリンクラー設備、特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されていること。
スプリンクラー設備等による一定の延焼抑制効果が確保されていることが必要です。
- 条件4** 自動火災報知設備（特定小規模施設用自動火災報知設備を含む）及び消防機関へ通報する火災報知設備が設置され、かつ自動火災報知設備の感知器の作動と運動して消防機関へ通報されるものであること。
消防隊の到着に遅れが生じることのないよう、確実かつ迅速な通報が確保されていることが必要です。
- 条件5** 地階または3階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存在しないこと。
消防隊による救出を想定し、消防隊の装備等を考慮しています。



従来の避難方法との違い

一時待避場所の要件のイメージ

- ① 通報から消防隊による救出までの間、危険な状態にならないこと
- ② 消防隊による救出作業が困難な場所でないこと（「進入の容易さ」「活動の安全」「延焼のしにくさ」を考慮）。
- ③ 外部との連絡が可能であること。



消防訓練の可視化とは

消防訓練を撮影する

通 報
初期消火
避難誘導

それぞれの実施者の行動を
スマートフォン・タブレット等で
同時にリアルタイム撮影

訓練の様子を保存・確認



目的

令和5年2月で長崎市グループホーム火災から10年が経過



福祉施設等を対象とした訓練のさらなる充実を図る



ICT（情報通信技術）を活用した訓練を実施



効果について検証する



従来の消防訓練（Plan Do型）



有事の際、何をすればよいかを確認する上で重要

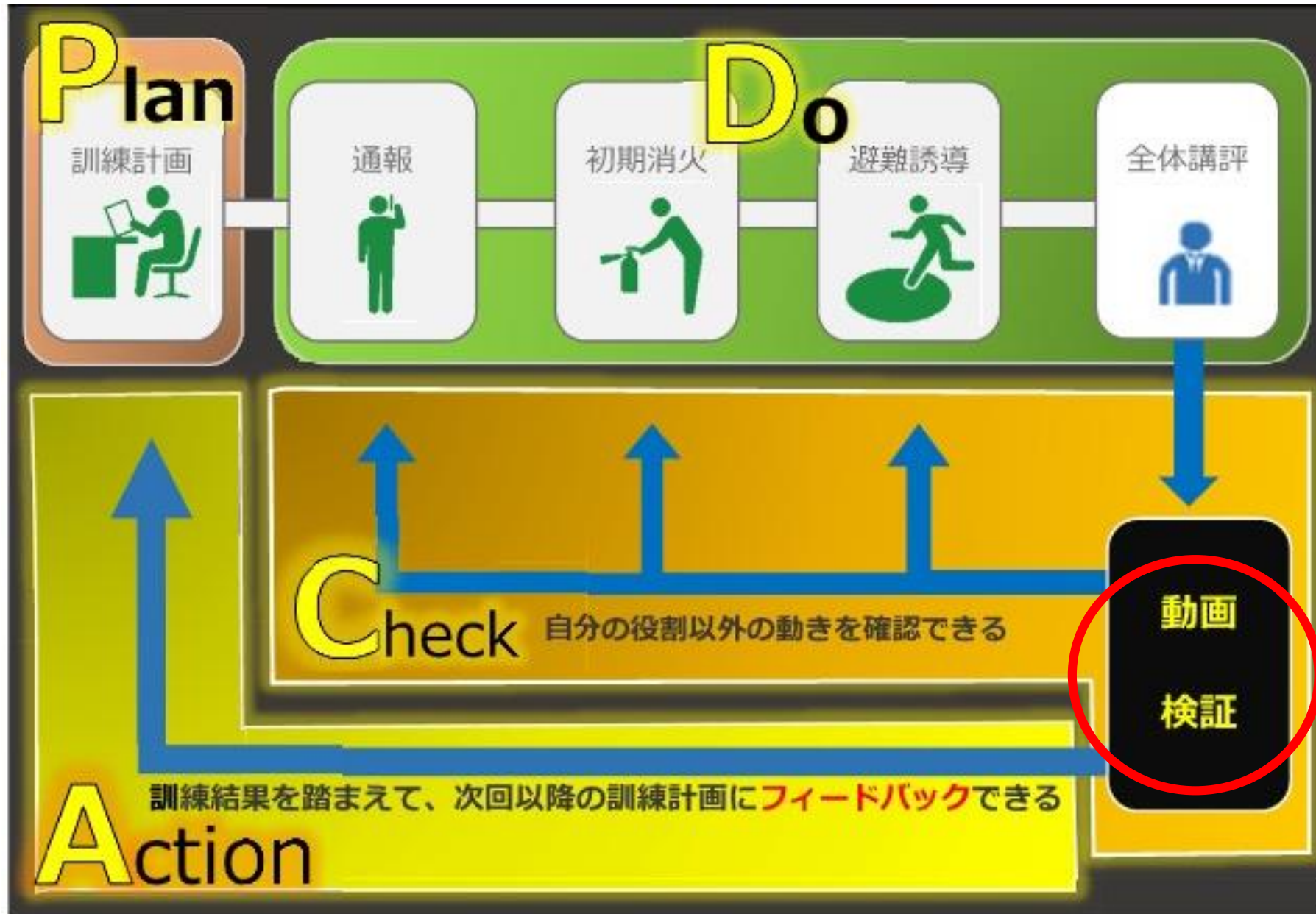
しかし・・・

毎回同じ訓練を繰り返していると

マンネリ化、形骸化、緊張感の低下が起きていませんか？



DX消防訓練「消防訓練の可視化」 (Plan Do Check Action 型)



動画検証の具体的実施方法

1 各種訓練を撮影



通報撮影者



消火撮影者



避難撮影者



ライブ・オンデマンドによる検証

2 モニターで確認



3 検証者による振り返り

(防火管理者等)



訓練実施者



消防訓練の可視化 手引き

I C Tを活用し、訓練参加者全員に火災初期対応の確認及び検証を行うことを目的とし、I C T資機材等により消防訓練可視化を実施します。

対象人数

従業員1～100名

実施時間

約10分～1時間

実施場所

事業所敷地内

準備資器材

ホスト用P C、モニター（ディスプレイ、スクリーン等）
撮影端末（スマートフォン、タブレット、ビデオカメラ等）

ポイント

通報・初期消火・避難誘導をそれぞれ同時にリアルタイムで確認でき、また、訓練後に初期対応の検証が可能。

注意事項

消防訓練参加者だけではなく、訓練撮影者が必要となります。
I C T資機材を活用するため、資機材調達及び通信環境の準備が必要となります。



訓練の様子



いかがでしたか？



消防訓練の可視化は福祉施設以外でも実施可能です。

興味・関心・質疑等がありましたら消防局にお問い合わせください。

消防訓練の可視化に関する問い合わせ

消防局予防課予防審査係

TEL 0 9 5 - 8 2 2 - 0 4 2 9

FAX 0 9 5 - 8 2 9 - 1 0 6 7

消防訓練に関する問い合わせ

中央消防署 TEL 0 9 5 - 8 2 0 - 0 1 1 9

北消防署 TEL 0 9 5 - 8 4 8 - 0 1 1 9

南消防署 TEL 0 9 5 - 8 7 9 - 6 1 1 9



～まとめ～

「災害は忘れずにやってくる」という言葉が使われるように、火災を含めた災害を無くすことはできませんが、発生を「**予防**」したり、被害を「**軽減**」したりすることは可能です。福祉施設のみならず**全ての事業所の皆様**に、**更なる防火安全対策の充実**を図っていただくことをお願いしたいと思います。

長崎市消防局予防課

